

愛媛県被災宅地危険度判定実施要綱

愛媛県被災宅地危険度判定協議会

(目的)

第1条 この要綱は、市町において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定を実施することによって、二次災害を防止し又は軽減して住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び被災宅地危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 被災宅地危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (3) 宅地判定士 被災宅地危険度判定を実施する者として、愛媛県被災宅地危険度判定士登録要綱に基づき登録した者をいう。

(事前準備)

第3条 県は、被災宅地危険度判定に関し、県内の市町、関係団体等との間の調整を行うとともに、国土交通省、他の都道府県等と連携して、被災宅地危険度判定の円滑な実施を支援する体制を整備する。

2 市町は、被災宅地危険度判定を円滑に実施することができる体制を整備する。

3 県及び市町は、被災宅地危険度判定について、住民に周知させるため必要な措置を講じる。

(被災宅地危険度判定の責任体制等)

第4条 この要綱による被災宅地危険度判定は、被災した市町が行うものとする。

2 宅地判定士の派遣を要請した市町は、当該宅地判定士が実施する被災宅地危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。

3 宅地判定士の派遣を要請した市町及び県は、原則として、被災宅地危険度判定の実施に係る経費を負担するものとする。ただし、派遣を要請された市町及び都道府県と十分協議するものとする。

(被災宅地危険度判定の実施)

第5条 市町は、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると認めるときは被災宅地危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、宅地判定士の協力のもとに、被災宅地危険度判定を実施する。

2 市町は、被災宅地危険度判定の実施のための支援を県に要請することができる。

その場合、県は、宅地判定士に協力を要請する等の措置を講じる。

(被災宅地危険度判定結果の表示等)

第6条 市町は、二次災害を防止し、又は軽減するために、被災宅地危険度判定の結果を当該宅地に表示する等の措置を講じる。

(他の都道府県等に対する支援要請)

第7条 県は、市町から第5条第2項の規定による要請を受けた場合において、必要があると認めるときは、国土交通省、他の都道府県等に対し被災宅地危険度判定の実施のための支援を要請する。

(資機材の調達及び備蓄)

第8条 県及び市町は、被災宅地危険度判定に必要な資機材の調達及び備蓄に努める。

(他の都道府県に対する支援)

第9条 県は、他の都道府県から被災宅地危険度判定の実施のための支援を要請された場合には、宅地判定士の派遣等の措置を講じる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は愛媛県被災宅地危険度判定協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月19日から施行する。

この要綱は、平成17年4月25日から施行する。

この要綱は、平成20年4月18日から施行する。

この要綱は、令和7年6月10日から施行する。